

小泉構造改革と社会的リスクの地域間格差

下平 好博

明星大学人文学部教授

はじめに

5年に及ぶ小泉政権の内政評価をめぐって〈格差社会〉論が盛んである。その争点のひとつは、わが国における所得分配の不平等がなぜ拡大したかという点にあるが、これと併せて注目を浴びているのが、社会的リスクの地域間格差が小泉構造改革によって広がりつつあるのではないかというものである。筆者は一昨年の大阪調査（2004年11月）を皮切りに、北海道（2005年6月）、福岡県（2005年8月）、宮城県（2006年2月）、広島県（2006年3月）、静岡県（2006年5月）、青森県（2006年6月）とまわり、この点を調べてきたので、その成果の一部をここに紹介したい。なお、本ヒアリング調査は今後、高知県、沖縄県、愛知県と広げて実施していく予定であるので、本報告はあくまでもその中間報告であることをことわっておきたい。

しもだいら よしひろ

1955年生。法政大学大学院社会科学研究科社会学専攻博士課程単位取得退学。社会保障研究所研究員を経て現職。著書に、『リスク社会を生きる』、『福祉国家の社会学』、『先進諸国の社会保障・スウェーデン』（いずれも共著）などがある。

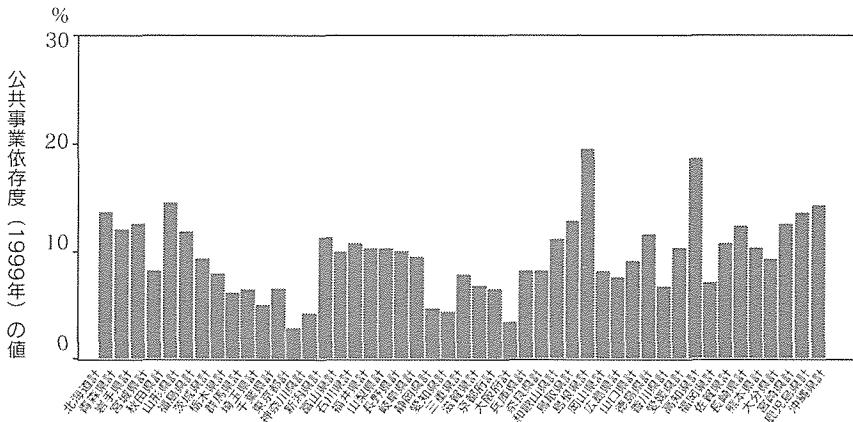
1 今回の景気回復は小泉構造改革の成果か？—製造業中心の景気回復

今回の景気回復が小泉構造改革の成果であるかどうかをめぐって、その真偽を問う声を各地で聞いた。そこでまず、この点を明らかにすることからはじめたい。

2006年4月現在の有効求人倍率の全国平均値は1.04となっている。全国平均を上回り、景気回復が著しいのは、愛知県（1.84）を筆頭に、栃木県（1.30）、群馬県（1.42）、東京都（1.61）、富山県（1.31）、石川県（1.21）、福井県（1.39）、岐阜県（1.34）、静岡県（1.25）、三重県（1.44）、滋賀県（1.24）、岡山県（1.31）、広島県（1.28）、香川県（1.22）などである。二三の例外はあるが、これらの都県の多くは、製造業の移輸出力が大きい、いわゆる〈ものづくり県〉であり、今回の景気回復が製造業中心の景気回復であったことをうかがわせる。

また、GDP実質成長率への寄与率を内需と外需に分けてみた場合、景気回復が始まったとされる2002年以降、もっぱら外需主導で景気回復が進み、その影響がやがて民間企業の設備投資にまで及び、結果的に内需全体を引き上げたといえる。ただ、小泉政権のもとで公共事業が大きく削減された結果、公的固定資本形成の伸びは一貫してマイナスを記録しており、また人口減少社会への突入と後述

図1 公共事業依存度



資料出所：県民経済計算（1999年）のデータを使って作成

する〈雇用の劣化〉を反映してか、家計消費の伸びは従来の景気回復と比べるとそれほど大きくはない。

福岡県での聞き取り調査では、筑豊・筑後といつた旧産炭地域が依然景気の足を引っ張ってはいるものの、九州北部で自動車産業や半導体産業の国内回帰が起きているために景気は浮揚する方向にあるということであった^(注1)。また広島県でも同じく、輸出の拡大によってマツダをはじめとする自動車関連産業が好調で、その影響はかつての構造不況産業であった造船業や鉄鋼業にまで及んでいるという。さらに、製造業出荷額全国3位を誇る静岡県では、今回の景気回復が輸送用機械の生産拠点である浜松を中心とする〈西部地域〉からはじまり、いまや電気産業の集積地である〈中部〉（静岡市周辺）や〈東部地域〉（沼津市周辺）にまで広がっているということであった。

これら3県の商工労働政策の担当者に製造業中心の景気回復が進んでいる背景を訊ねたが、小泉政権による不良債権処理によって、雇用・設備・債務の3つの過剰が解消されたことをあげる者はいても、小泉政権が地方再生戦略として推し進める、構造改革特区や地域再生計画がそれを促したという声は最後まで聞くことはできなかった。すなわち、これらの地域ではもっぱら、製造業の輸出拡大を

契機に、自律的な景気回復が進んだというのが大方の見方である^(注2)。

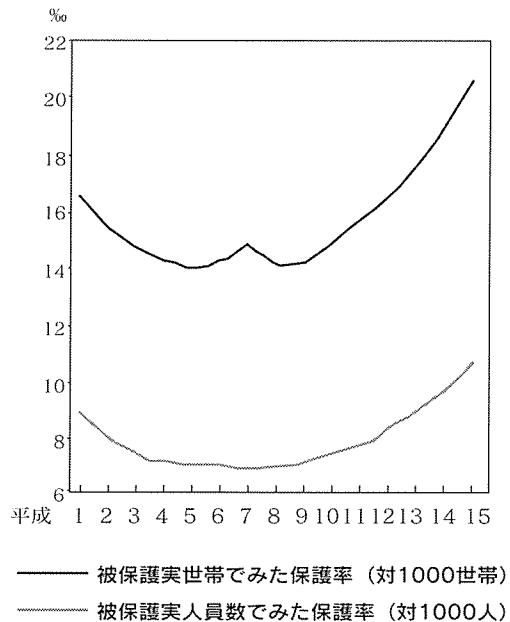
② 小泉構造改革は地方に何をもたらしたのか？—〈地方の二極化〉

一方、〈ものづくり〉の基盤のない県では、ハードランディングという形で行われた不良債権処理と、小泉政権による公共事業の削減とがダブルパンチとなって経済に大きな爪あとを残している。

図1は、県内総支出に占める公的固定資本形成の規模（1999年）で、各都道府県の公共事業への依存度をしたものであるが、これをみると、島根県（19.7%）、高知県（18.9%）、秋田県（14.7%）、沖縄県（14.5%）、北海道（13.9%）、鹿児島県（13.8%）、鳥取県（13.0%）、岩手県（12.9%）、宮崎県（12.7%）、長崎県（12.6%）、青森県（12.2%）、山形県（12.0%）といった道県でとくにその依存度が高いことがわかる。そして、これらの道県の中には、小泉政権が先頭、雇用の改善が遅れる重点地域として指定した、北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県の7道県すべてが含まれていることに注目しなければならない。

2006年4月現在の有効求人倍率は、北海道が0.55、青森県が0.41、秋田県が0.60、高知県が

図2 生活保護率の推移



つの意味があろう。ひとつは、求職者はあっても求人側のニーズに適わない場合である。もうひとつは、求人はあっても求職者側のニーズに適わない場合である。一般的には前者のケースが強調されているが、筆者は、景気回復が進むなかで実は、後者のケースが増えているのではないかと考えている。すなわち、景気回復が進むなかで、非正規職から正規職への転職を図る者が増えているが、正規職への求人が少ないために、ミスマッチがかえって大きくなっている可能性がある。

いま、この点を知る手がかりとして、景気回復が進む地域における新規求人の中身を調べてみたい。表1は、静岡県労働局がまとめた新規求人の雇用形態別の内訳であるが、これをみると、〈ものづくり県〉とされる静岡県においてさえ、新規求人に占める正社員求人の割合は50%を下回る月が多く、パートや派遣、さらには請負契約などの非正規求人がほぼ半数を占めていることがわかる。しかも、新規求人の非正規化は、景気回復が一段と進んだとされる2006年に入つてかえって強まる傾向にある。

静岡労働局でヒアリングに応じてくれた地方雇用

計画官の話では、これまで正規従業員を多数雇い入れてきた製造業において、ここへ来てむしろ非正規化が進みつつあるという。すなわち、浜松を中心とした〈西部〉では、日系人を含む請負契約労働者が輸送用機械関連産業で多数働いていることに加え、〈中部〉から〈東部〉にかけて集積する電気関連産業でも2004年3月に製造業への人材派遣が解禁されて以降、派遣労働者の数が急速に増えているということであった。しかも、その多くが日本人の若年フリーターであるという^(注3)。

また、同じく製造業中心の雇用回復が進む広島県でもこれと似たような話を聞いた。ここでも新規求人(2006年1月)は、正社員44.6%、パート29.3%、派遣および請負契約27.6%という構成になっており、2007年問題が喧伝されるなか、正社員を増やす企業がまだまだ少ないので現実といえる。

ちなみに、各都道府県の労働局は最近になって〈正社員有効求人倍率〉を発表しているが、その数値が1を超えているのはいまのところ愛知県だけである。

格差社会を超えて

大沢 真知子

日本女子大学人間社会学部教授

90年代に入ってからの格差の拡大はみせかけなのか。それとも本当なのか。これについては、格差の拡大は高齢化の影響が大きく、また、高学歴の中高年労働者のあいだに若干の格差の拡大といった現象がみられるものの、同じ年齢層の労働者のあいだでそれほど大きな格差の拡大はみられないといった議論に落ち着きつつある。

しかし、雇用形態間でみた賃金格差は拡大しており、20代では、格差の拡大が鮮明になっている。先頃出された財務総合政策研究所の報告書によれば、世代別にみると高齢者層のジニ係数（所得分布の不平等度を示す指標）は横ばいだが、若年層は拡大傾向にあるという。図表1は、非正規雇用をふくむ年齢別の所得格差の推移をしたものである。97年から02年にかけて若年層で所得分布の不平等度を示すジニ係数が上昇していることがわかる。若年者を中心に、格差社会が形成されつつあるのである。

図表2は、89年から05年にかけての時間あたり

の平均所定内給与格差を男女別、雇用形態別にみたものである。男性の正社員を100としてみると、女性の正社員とのあいだの格差は縮小しつつあるが、男性パートタイマーとの格差は90年代に拡大し、女性パートタイマーとのあいだの格差は10年間で2%程度縮小しているとはいいうものの、05年で45.2%と男性に比べて半分にも満たない。

南山大学の岸智子氏の分析によると、20代で、夫が非正規労働に従事し、妻が働いていない世帯では、夫が正社員で妻が専業主婦世帯に比べて、28%年間所得が低く、30代になると、この格差がさらに65%にまで拡大するという。

また、非正規から正規への移動もそれほど多くはない。約2割から3割の非正社員が正社員に移動しているにすぎない。つまり初職が非正規労働だったものはその後も非正規労働を続ける確率が高く、生涯でみると大きな格差が生じることになる。本稿では、なぜ非正規労働が増加しているのか、その要因を探りながら、格差社会を形成しないためにいま何ができるのか、新しい展望を描いてみたい。

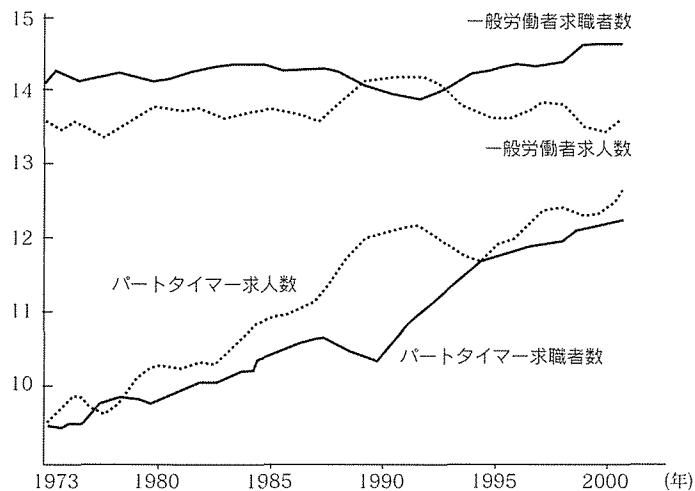
おおさわ まちこ

1952年生。成蹊大学文学部卒。南イリノイ大学大学院博士課程修了。日本労働協会、亜細亜大学助教授、教授を経て現職。著書に『ワークライフバランス社会へ』、『コミュニティビジネスの時代』（共著）、『新しい家族のための経済学』などがある。

● 非正規労働者はなぜ増加しているのか

最近になって、正社員の採用がふえ、フリーターが若干減少したことから、非正規の増加は長く続いた不況によるものであると議論されることが多い。しかし、本当にそうなのだろうか。パート・アルバイト

図表3 一般労働者とパートタイマーの求人件数・求職者数の推移



資料出所：大沢真知子／スザン・ハウスマン『働き方の未来—非典型労働の日米欧比較』（2003）

か。もちろん複合的な要因によってこの現象がおきており、あるひとつの要因だけを取り出して議論することはできない。

非正規労働者の増加を国際比較した研究からわかったことは、この非典型労働者の増減は、景気の影響だけではなく、経済の構造変化によって影響を受けること、とくに、先進国一般に非正規労働者が増加している背後には、経済のグローバル化という影響が大きいということである。

技術革新の進展や円高、アジア諸国との分業関係の進展などで変化に対して迅速な対応が求められている。

日本の労働市場にはもともと変化に柔軟に対応できるしくみが備わっていた。たとえばボーナスの調整による賃金の伸縮性、出向や転籍による内部労働市場労働移動などである。加えて、臨時工などの非正規労働者の雇用調整によって、変化に柔軟に対応してきたのである。

ところが90年代になると、内部労働市場における雇用調整のメカニズムがうまくはたらかなくなる。調整がおもに外部労働市場に委ねられるようになるのである。90年代になると、子会社への出向が激

減する。

もともと外部労働市場で雇用調整の安全弁となる労働者は既婚女性のパートタイマーであった。また、仕事も単純な作業が多かった。ところが、80年代になると、基幹的な仕事をしているパートタイマーがふえるとともに、若い独身の労働者が非正規労働者として採用されるようになるのである。

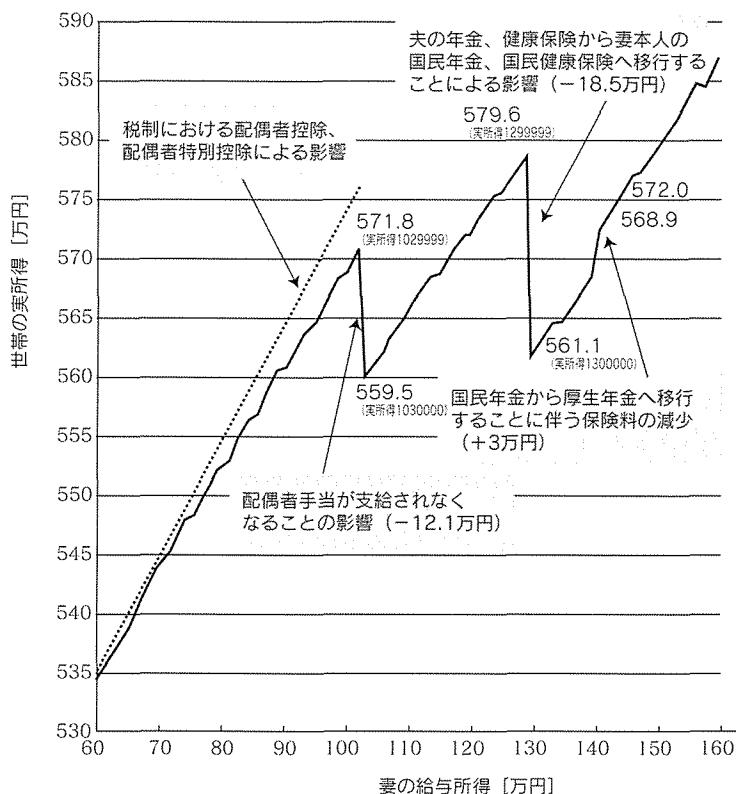
そして、90年代には、フリーターが加速度的に増加する。フリーターの数の推移を82年から2005年にかけてみると、82年にはフリーター数は50万人、それが92年で101万人に、さらに2003年には217万人に達するのである。

しかし、その後フリーター数は減少傾向に転じ、翌年は214万人、そして2005年には201万人に減少したことから、今後は引き続きこの数が減少し、将来的には大きな社会問題にならないとする楽観的な見方もある。

長期的にこの数が減少するとみるか、今後もフリーターがある一定層存在し、格差社会を形成する一因となるのかは、その増加がどのような経済要因によってもたらされたと考えるのかによって異なる。

たとえば、景気の要因や人口構造の要因が主要

図表5 妻の所得変化に対する世帯実所得（60万円-160万円拡大図）【時給 1260円の場合】



出典：経済産業省『男女共同参画に関する研究会』報告書、2000年

正社員か非正社員かで、事業主においても、労働者においても負担に差があるからである。

●社会保険の適用における格差

社会保険の適用においても格差が設けられている。図表5は、各種制度の運用状況別労働者の割合であるが、賞与・退職金制度の適用を受ける正社員は9割を超えるのに対してパートはそれぞれ4割強であり、さまざまな制度の適用において差がある。

また、社会保険の適用においても差がある。以下の条件を満たす非正規労働者は社会保険の適用から除外されている。それらの条件とは、

- ① 一日の所定労働時間かつ1ヶ月の勤務日数が一般社員のおおむね4分の3以上である

- ② 年収が130万円未満のサラリーマンの妻
- ③ 日々雇い入れられるもの
- ④ 2ヶ月以内の期間を定めて使われている者
- ⑤ 4ヶ月以内の季節的業務に使用される者である。

つまり有期契約の労働者や短時間労働者には加入の義務が課されていないのである。それが有期契約の労働者やパート・アルバイト労働者をふやすひとつの要因になっている。

これらの制度は、経営者においては、非正社員を雇うことによる人件費の削減につながるとともに、パート賃金そのものを低くすることにも寄与している。

図表5は、社会保障や税制度がどのように既婚女性の労働供給に影響を与えるのかを示したものである。制度そのものというと語弊があるが、たとえ

図表 6 労働時間と非典型労働者の労働条件を規制する EU 指令の主な内容

1993年 労働時間指令

- 最長の週平均労働時間は 48 時間
- 夜間の労働時間の制限
- 1 日の休憩時間、週のうちの休日の賦与
- 年間 4 週間の有給休暇の賦与
- 仕事と家庭生活の両立を促進する労働時間に関する諸制度を作るよう、社会的パートナー（経営者団体や労働組合）を奨励
- 特定部門や特定職業には例外を設ける（これについてはヨーロッパの共通レベルが現在検討中）

1997年 パートタイム労働者への均等待遇

- 比較できる労働をしているフルタイマーとの均等な賃金率を払うこと。なお通常のフルタイム労働時間を超えて勤務する場合には、残業に対する時給を均等にすることも含む。
- 疾病手当、出産手当は時間比例であたえること。
- 休暇、出産休暇、親休暇、キャリアの中止、解雇規定、年金制度、訓練は均等に与えること。
- パートタイム労働を拡大する機会を制限するような障害を取り除くように経営者団体や労働組合に働きかけること。

1999年 有期契約に関する指令

- 均等待遇：有期契約の労働者は、同じ作業、類似の仕事をしている無期限雇用の労働者と均等に扱われること。
- 有期雇用悪用の禁止：雇用主は正当な理由なく有期雇用労働契約を繰り返し締結し労働者の権利を否定してはならない。

ば、パートタイマーの所得が103万円を超えると、夫の配偶者控除が支給されなくなり、130万円を超えると、社会保険の支払い義務が発生する。

このような制度によって、妻が労働時間をふやすと、夫婦の手取りの所得がどのように変動するのかをみたのが図表5である。妻の所得が103万円あるいは130万円あたりで合算所得が減少していることが分かるだろう。結果として、女性はこの範囲内で就労を調整するために、パート賃金全体が低くなる。

それがパート賃金だけではなく、アルバイト賃金にも大きく反映されている。このようにして非正規労働者の低賃金は、企業における賃金制度の違いに加えて、税・社会保障制度によって補完されている。

だれでも正社員ではたらきたいわけではない

さて、日本の非典型労働者の増加についてみた。以上の議論に対してよく聞かれる質問は、非正規労働という就業形態がふえることをよくない状況とみているのかという質問である。

実際には、正社員のフルタイムで働くという働き方をしたくない労働者がいる。すべての労働者がフルタイムで働くということは逆に、短時間で働きたいと望む人や、働くこと以外にも自分がやりたいことがあり、期間を限って決まった仕事だけしたいというひとたちの就業機会を奪ってしまうことになるのでは

ないかという議論である。

たしかに、ひとびとの働き方に対する希望は多様化している。しかし、今までの日本の正社員という働き方がひとびとの多様な働き方のニーズをみたしてこなかった。そして、正社員以外の働き方をしていひとは、正社員と同じ仕事をしていても雇用保障があまりなく、仕事の報酬も正社員よりは低くならざるをえない。

そして、いまそいういた仕事につくものの多くは若者になっている。そして、かれらの多くが正社員になりたいとおもつてもなれない若者である。

● シェアリング・フルーツ

高い若者の失業率や雇用契約に定めのある仕事の増加は、日本だけにおきている現象ではない。経済のグローバル化によって、多くの国でここ20年間、若者の失業問題に頭を悩ましてきた。

多くの国が打ち出した政策は、規制の緩和によって就業機会を生み出すこととともに、若者がいつまでも非正規の不安定な仕事にとどまらないように、そこからの移動を進めることである。

さらに正社員の働き方そのものに選択肢をふやすことで、柔軟性の導入の果実を労働者が享受できるしくみを作っている。

図表6は、労働時間と非典型労働者の労働条件を規制するEU指令の主な内容である。この指令を受けて、各国は国内法を整備するのである。もっとも各國の労働法制は異なり、これらの指令の実際の実効性は各國によって異なる。しかし、フルタイマーとパートタイマーの均等待遇といった面では、法制度がないアメリカや日本に比べて、賃金格差が少ないとすることがわかっている。

● 社会保障・税制度の改革

日本が格差社会を超えるもうひとつの鍵は、税制

度や社会保障制度の改革である。社会保険の適用条件の壁をなくすことである。とくに重要なのは、社会保険における事業主負担である。ここに雇用形態間で差があることが、非正規労働者の採用を増やす要因になる。それを防ぐためには、企業の総賃金額に対してある一定の割合を負担するなどの制度改革が必要であろう。

また、社会に置ける安全網を整備し、いつでもやり直しができる社会を作るために、年齢差別禁止法の制定や、正社員の働き方を見直すことも必要である。こういった制度の改革は、日本の労働生産性を上げ、より効率のよい社会の形成にも資するものである。

60年代の日本の成功は、保障のある仕事を広く分ちあうことで、格差を広げず、厚く広い中間層を形成したことにある。それが日本のブルーカラーの技能形成と高い生産性を支えた。

いま必要なのは、同じことをホワイトカラーが中心となった第3次産業においても実行することである。共働き世帯が標準になつたいま、勤労世帯が求めているのは、お金とともに時間である。正社員の働く場所と時間に選択肢をふやすことによって、そのニーズをみたすことができるのではないだろうか。それがワークライフバランスとよばれる働き方である。

● ワークライフバランス社会へ

また、組合の役割も重要である。組合自らが、このような変化のなかで企業に対して提言することもできる。それが組合の存在意義を示し、組織力の回復にもつながる。さらには、社会をよくするという責任を果たすこともできるのである。

現在の働き方や生き方を見直し、柔軟性の導入による利益の増大という果実を多くのひとがわかちあうワークライフバランス社会の実現に向けて、日本社会が歩みだす時期がきているのではないだろうか。■

所得格差・貧困の動向とセーフティネットの役割 —日韓における状況を中心に—（1）

駒村康平

東洋大学経済学部教授

金 明中

日本経済研究センター

① 格差とジニ係数および貧困率と社会保障制度

日本経済がバブル後の厳しく長かった不振からようやく脱却する見込みが見えてくると、所得格差の問題が注目されてくるようになった。通常、所得格差は、ジニ係数によって測定されるが、ジニ係数には、賃金などの当初の所得のみを考慮する当初ジニ係数と税負担や社会保障給付などの再分配後所得を測定する再分配後ジニ係数がある。賃金の低下や失業、非正規労働を増加させる景気後退期は、当初ジニ係数は上昇する。しかし、雇用保険や生活保護制度といったセーフティネットが機能すれば、再分配後ジニ係数の上昇は抑制される¹。実際に、スウェーデンやフィンランドは90年代前半において、深刻な不況と高い失業率を経験し、当初ジニ

係数は上昇したが、再分配後のジニ係数の上昇はほとんど起きず、両国の社会保障や税制の所得再分配機能やセーフティネットが機能していることが確認された。

一方、日本や②で見るよう日本同様に90年代後半から厳しい不況を経験した韓国では、ジニ係数は90年代後半から上昇しており、セーフティネットの脆弱さを露呈することになった。

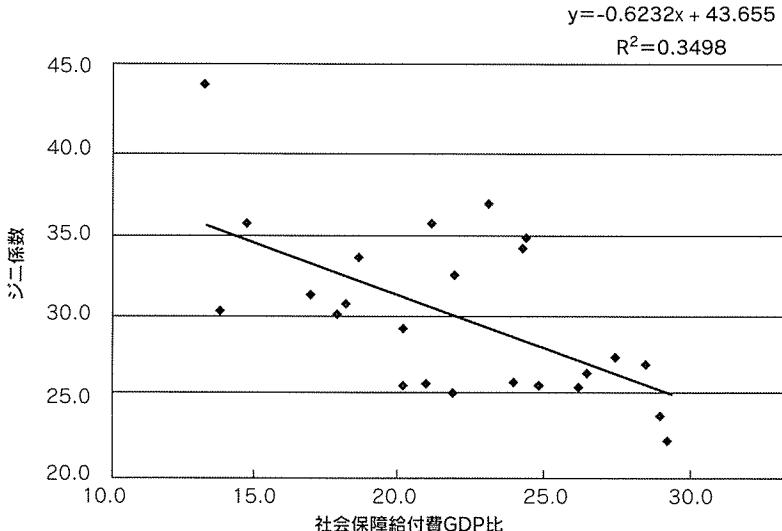
日本におけるジニ係数の変化に関する分析によると、(1) もともと高齢者ほど所得格差は大きかつたことから、人口全体の高齢化により、所得格差の大きな年齢層(高齢者層)の人口比が上昇したことが、日本全体のジニ係数を引き上げた原因である、(2) 世帯構成の細分化が進んだことがジニ係数を拡大した、(3) 賃金自体の格差の拡大は、それほど広がっていないが、若年者においては低賃金の非正規労働者の増大が格差を拡大させた、と分析している²。

今日、にわかに所得格差の問題が注目される理由は、いわゆる小泉改革が格差社会をもたらしたのか否かという政策評価に関わるためである。以上のような分析結果は、小泉改革が、決して所得格差を拡大し、主要因ではないという見方を支持しているかのようにも見える。しかし、駒村(2005)は、ジニ係数で測定した格差という概念だけでは、本当の問題は把握できないと指摘し、貧困・低所得世帯の増加という点から、必要な政策を考えるべきであ

こまむら こうへい

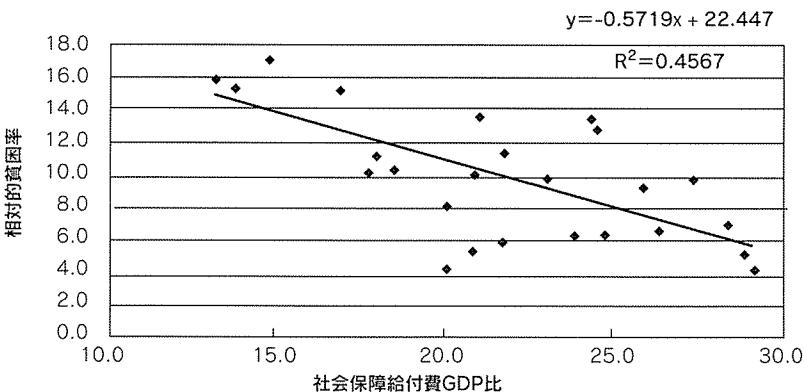
1964年生。慶應義塾大学大学院修士課程修了。社会保障研究所、国立社会保障・人口問題研究所、駿河台大学助教授、東洋大学助教授を経て05年より現職。著書に、『社会保障の新たな設計』(共著)、『福祉の総合政策』『リスク社会を生きる』(共著)などがある。

図2 社会保障給付費GDP比とジニ係数の関係



資料：OECD(2005)Society at a Glance:OECD Social Indicators より作成

図3 社会保障給付費GDP比と相対的貧困率の関係



資料：OECD(2005)Society at a Glance:OECD Social Indicators より作成

時期に厳しい不況を経験した韓国の格差の状況と
社会保障制度の対応を見てみることにする。

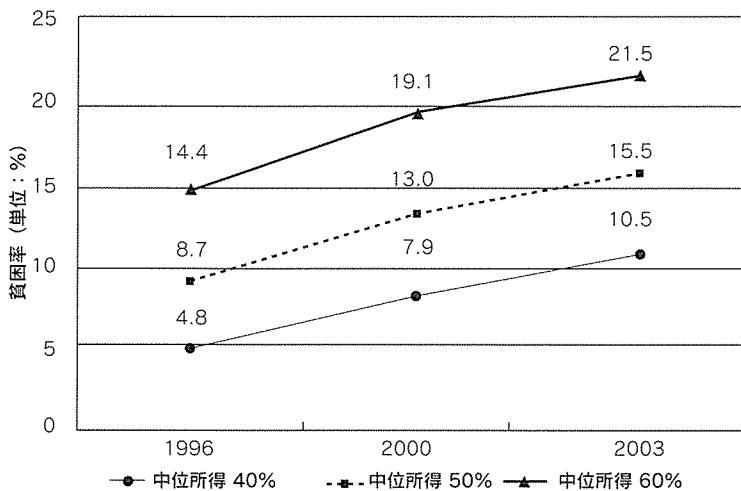
(1) 貧困関連指標の動向

韓国保健社会研究院(2005)は、中位所得の40%、50%、60%を基準にして1996年と2000年、そして2003年の相対貧困率を推計しており、す

べての水準で貧困率が上昇している。特に通貨危機以前である1996年と通貨危機以後である2000年の間で貧困率の上昇が目立っており、中位所得⁵の50%を示す相対貧困率が1996年の8.7%から13.0%に4.3%ポイントも上昇した(図4)。

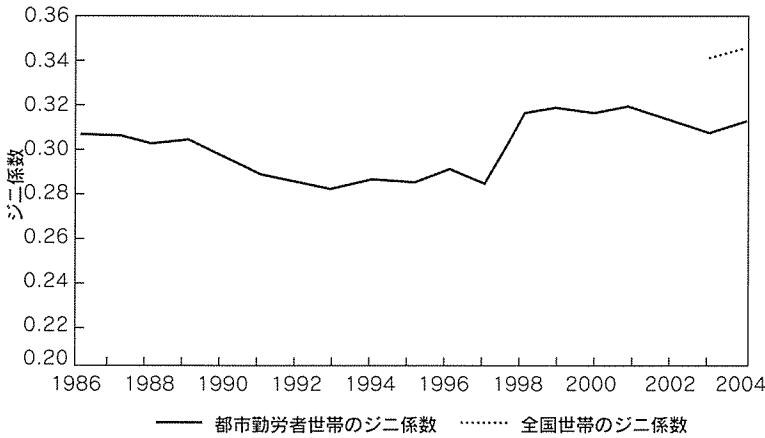
図5は、1986年から2004年までの韓国におけるジニ係数の動向を示している。データの出所は、

図4 韓国における貧困率の動向



資料：ヨウジン 他（2005）『貧困と不平等の動向及び要因分解』韓国保健社会研究院研究報告書2005-11

図5 韓国におけるジニ係数の変化



資料) 韓国統計庁「家計調査」：<http://www.nso.go.kr>

韓国統計庁の「家計年報」であり、単身世帯と農家世帯を除いてジニ係数を計算していることから日本の総務省の「家計調査」に類似しているといえる。まず、1986年から2004年までの都市勤労者世帯のジニ係数は、通貨危機が発生した1997年の0.283から1998年には0.316まで大きく上昇しており、通貨危機による企業の倒産や失業の増加などが所得格差を拡大させた重要な要因であると考えられる。また、2003年から利用できる全国世帯のジニ係数は、2003年に0.341で、都市勤労者世

帯より高く、2004年には0.344まで上昇した。ジニ係数の算出における所得の定義や世帯範囲の違い等によって直接的な比較は多少無理が伴うものの、韓国の「家計調査」によるジニ係数は、日本の「家計調査」より高い数値を示している。

(2) 格差拡大の背景

韓国における所得格差は、上記の貧困率やジニ係数の動向からも分かるように通貨危機以降拡大傾向が顕著である。格差が拡大している主な原因

定するように制度を改定した⁷。図6は、韓国における国民基礎生活保障制度の被保護世帯数と被保護者数の動向を示している。被保護者数は2000年の148.9万人から2002年には135.1万人まで減少したもの、それ以降再び増加し2004年には142.4万人で、全人口の3%を占めている。また、被保護世帯数は、2000年から継続して増加しており、2004年には75.4万世帯で全世帯の4.9%を占めている。表1は、国民基礎生活保障制度における年齢階層別の被保険者割合を示している。65歳以上の高齢者の割合が最も高く、さらに毎年上昇しており、高齢化の進展が所得格差を拡大させる一つの要因であることが分かる。

以上、見たように、韓国における所得格差は、通貨危機以降より拡大したというのが一般的な意見であり、その主な要因としては労働市場に柔軟に対応するための企業の雇用管理の変化とそれによる若年失業者の増加と中高年齢労働者の早期退職、技術進歩による賃金格差の増加、高齢化の進展等が挙げられる。日本の生活保護制度に当たる国民基礎生活保障制度の受給者比率は、全人口の3%で日本に比べて高い割合を占めている。このように公的扶助が社会支出に占める割合が高い原因としづは公的年金における完全老齢年金がまだ完全に実施されていないことが挙げられる⁸。公的年金保険料に対する自営業者の未納率が高いことや年金制度の強制的な適用対象から除外された零細企業等で働く労働者が相当存在していることは新しい貧困層を誕生させ、所得格差をより広げるリスクを抱えている。従って、非正規労働者の賃金水準の引き上

げや公的年金の適用対象範囲の拡大、そして若年層や高年齢層への公的支援に基づく職業訓練及び雇用保障の充実等の対応策を考えることによってさらなる所得格差の拡大を防ぐことが今後の課題となっている。■

(次号につづく)

次号の構成

3. 日本における所得格差と政策の動向
4. まとめに代えて -諸外国におけるセーフティネットの状況

《注》

- (1) 景気変動とジニ係数の関係については、国民生活白書(1988)を参照。
- (2) 太田(2006) や勇上(2003) など。
- (3) 山田(2002) 参照。
- (4) OECDの国際比較研究によると、日本のセーフティネットおよび所得再分配機能が著しく小さいことが確認されている。
- (5) 可処分所得
- (6) 職業訓練、公共事業、自活共同体創業、ボランティア活動参加などを条件として生計費の不足分を支給し、受給者の勤労意欲喪失とモラルハザードを防ぐために積極的に勤労活動に参加する者に対しては所得控除などの勤労誘引政策を実施している。
- (7) 金明中「IMF体制以降の韓国の社会経済の変化と公的・私的社会支出の動向」-特集: IMF体制後の韓国の社会政策-(2003)『海外社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所 No.146
- (8) 従って、2008年から完全老齢年金の給付が実施されると韓国における社会支出の構造はかなり変化すると考えられる。